

ウクライナ避難民対策連絡調整会議の開催について

令和4年3月16日

内閣総理大臣決裁

1. ウクライナから来日する避難民に対する支援を適時適切に行うため、ウクライナ避難民対策連絡調整会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房長官
副議長	法務大臣
	外務大臣
構成員	国家公安委員会委員長
	総務大臣
	文部科学大臣
	厚生労働大臣
	国土交通大臣
	内閣総理大臣補佐官（国際人権問題担当）
3. 連絡会議の庶務は、法務省、外務省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。